



愛媛労働局発表  
平成26年12月24日

【担当】  
愛媛労働局雇用均等室  
室長 山田 泉  
室長補佐 平井 千恵子  
(電話)089(935)5222

報道関係者 各位

## 平成27年度「均等・両立推進企業表彰」 候補企業の公募について

～ポジティブ・アクション推進企業やファミリー・フレンドリーな企業を表彰、  
平成27年1月1日から応募受け付けします！～

厚生労働省では、「職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み」（ポジティブ・アクション）及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範となる取り組みを推進している企業を対象に「均等・両立推進企業表彰」を実施しています。

この度、平成27年度の表彰候補企業を募集しますので、お知らせします。

表彰の種類、応募方法などは以下の通りです。

応募の受付期間は、**平成27年1月1日から3月31日までです。**

### 1 表彰の候補となる企業

#### (1) 均等推進企業部門

- ポジティブ・アクションを企業の方針として示し、積極的に取り組んでいることを「ポジティブ・アクション応援サイト」(<http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>)又は「女性の活躍推進宣言コーナー」(<http://www.positiveaction.jp/declaration/>)に公表している
- ポジティブ・アクションの取り組みとして、「採用拡大」、「職域拡大」、「管理職登用」または「職場環境・職場風土の改善」に取り組んでいる
- ポジティブ・アクションの取り組みのうち、「女性のみを対象」または「女性を優遇」するものは、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない場合（雇用管理区分ごとにて女性労働者の割合が4割を下回っている状況）に限られている

#### (2) ファミリー・フレンドリー企業部門

- 両立指標（平成24年度2月改訂版）の点数が一定程度以上である
- 法の規定を上回る育児・介護休業制度や所定労働時間の短縮などの措置を導入し、よく利用されている
- 男性労働者について、一定の育児休業取得実績がある
- 時間外労働がおおむね年150時間未満である
- 年次有給休暇取得率がおおむね50%（大臣賞は60%）以上である

□次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている、または認定を目指している

上記のほか、一定の表彰基準に基づいて受賞企業を決定します。

## 2 表彰の種類

均等推進企業部門、ファミリー・フレンドリー企業部門の両部門の取り組みが特に進んでいる企業に対して、

- 厚生労働大臣最優良賞
- また、それぞれの部門ごとに、
- 厚生労働大臣優良賞
- 都道府県労働局長優良賞
- 都道府県労働局長奨励賞

があります。



ポジティブ・アクション  
普及促進のためのシンボル  
マーク「キララ」



次世代認定マーク

## 3 応募受付期間

平成27年1月1日～3月31日（※当日消印有効）

## 4 応募方法

所定の応募用紙に必要事項(平成27年1月1日現在の状況)を記入し、自己採点の上、**愛媛労働局雇用均等室**あて郵送又はファクシミリでご応募ください。

電子申請 (<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>) による応募も受け付けています。

## 5 実施要領・応募用紙の配布

愛媛労働局雇用均等室で配布するほか、**厚生労働省ホームページ**に掲載しています。

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>)

## 6 受賞企業の表彰

選考結果は愛媛労働局雇用均等室からお知らせし、受賞企業には平成27年10月に表彰状の授与等を行います。

※愛媛県における平成26年度までの受賞企業は、資料2のとおりです。

## 7 お問い合わせ先

愛媛労働局雇用均等室 (<http://ehime-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6F

TEL 089-935-5222 FAX 089-935-5223

添付資料：

- 1 平成27年度「均等・両立推進企業表彰」公募リーフレット
- 2 愛媛の「均等・両立推進企業表彰」受賞企業一覧